



重要事項説明書<ヘルパー業務>

1 会社概要

- 事業所名 : **イコール ヘルパーステーション**
- 運営法人 : **株式会社イコール** (所在地: 東京都東大和市仲原 1-6-2)
- 介護保険指定番号 : 東京都 1374600276 (介護保険訪問介護)
- 事務所営業時間 : **9:00~18:00**
- 事務所電話番号 : **042-567-8210**
- サービス提供時間 : **24時間・年中無休**
- 緊急時の連絡先 : **080-4104-3467** (24時間対応)
- 通常の事業地域 : **東大和市・武蔵村山市・東村山市・小平市・立川市**
(上記以外の地域も相談のうえ承ります)

2 主な利用料

※関係法令改正により金額が変動する場合があります。
※ここに挙げた項目以外の内容は、各月の計画書・明細をご確認ください。

(1) 介護保険・訪問介護

| | 業務実施時間 | 法人受取額 | | 利用者負担 | | |
|---------------------------|--------------------|-------|----------------|---------------|--------|--------|
| | | 単位 | 金額 | (1割) | (2割) | (3割) |
| 生活援助 | 30分程度 (20分以上45分未満) | 247 | 2,677円 | 268円 | 536円 | 804円 |
| | 60分程度 (45分以上75分未満) | 305 | 3,306円 | 331円 | 661円 | 992円 |
| 身体生活 | 身体30分+生活30分程度 | 429 | 4,650円 | 465円 | 930円 | 1,395円 |
| | 身体30分+生活60分程度 | 518 | 5,615円 | 561円 | 1,123円 | 1,685円 |
| 身体介護 | 30分 (20分以上30分未満) | 338 | 3,664円 | 367円 | 733円 | 1,100円 |
| | 60分 (30分以上60分未満) | 538 | 5,832円 | 584円 | 1,167円 | 1,750円 |
| 通院等乗降介助 (介護タクシーとの組み合わせ) | | 134 | 1,452円 | 146円 | 291円 | 436円 |
| 総合事業・武蔵村山市A2 (国基準・月4回・月額) | | 1,328 | 13,838円 | 1,384円 | 2,768円 | 4,152円 |
| "・東大和市 A3 (独自・1回) | | 273 | 2,959円 | 296円 | 592円 | 888円 |

(上記に加え、状況により加算されるもの)

| | | | | | |
|-------------------------|-----|---------------|-------------|------|------|
| 初回加算 (ご利用開始最初の月に算定) | 200 | 2,168円 | 217円 | 434円 | 651円 |
| 生活機能向上連携加算 (I) リハ職と連携し所 | 100 | 2,959円 | 296円 | 592円 | 888円 |
| | 200 | 2,168円 | 217円 | 434円 | 651円 |

(時間帯割増)

| | |
|------------------------------|--------------|
| 早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時) | 25%割増 |
| 深夜(午後10時~午前6時) | 50%割増 |

※利用総額が介護保険の上限額を超えた場合、法人受領額全額が利用者負担になります。
※介護保険告示(2018年4月)額1単位10.84円(東大和市<4級地>)特定I・処遇I含む

(2) 介護保険・介護タクシー

通院等乗降介助の金額(134単位)に加え、以下の運賃が発生します。

- ・定額制 : 1回 300円 (発着地のいずれもが東大和市内の場合)
- ・距離制 : 初乗り500円・加算1kmまで毎に250円

営業許可 : 関東運輸局 関自旅二第1265号 (平成26年9月16日)

(3) 障害支援・居宅介護・重度訪問介護

| | | 合計 単位 | 事業所受取額 | 利用者負担 | | |
|----------------|------------------|----------|--------|---------|-----------------------------------|------|
| 居宅・家事 通院(無) | 60分 (45分以上) | 274 | 2,937円 | 294円 | 利用者負担 には上限が あります。 (下表参照) | |
| | 90分 (75分以上) | 353 | 3,784円 | 379円 | | |
| 居宅・身体 通院(有) | 30分 | 356 | 3,816円 | 382円 | | |
| | 60分 | 562 | 6,024円 | 603円 | | |
| 重度 訪問 | 2時間 (1.5時間以上) | 区分6 | 566 | 6,067円 | | 607円 |
| | | その他 | 522 | 5,595円 | | 560円 |
| | 4時間 (3.5時間以上) | 区分6 | 1132 | 12,135円 | 1,214円 | |
| | | その他 | 1044 | 11,191円 | 1,120円 | |

※厚生労働省告示(2018年4月)額1単位10.72円(東大和市<4級地>)特定加算(居宅Ⅱ・重訪Ⅰ)・処遇Ⅰ

※重訪区分6の基本単位はその他区分の基本単位に8.5%上乘せ。(重度障害者等包括支援対象者は15%上乘〔表中割愛〕)

【負担上限額】

| 世帯収入状況 | | 上限(月額) |
|-------------------|-------------------|---------|
| 生活保護受給世帯/市民税非課税世帯 | | 0円 |
| 市民税 課税世帯 | (成年)所得割16万円未満 | 9,300円 |
| | (未成年)扶養者所得割28万円未満 | 4,600円 |
| 上記以外 | | 37,200円 |

(4) 地域活動支援事業(移動介護)

| 自治体 | 業務内容 | 単位 | 事業所受取額 | 利用者負担 |
|-------|-----------|-----|--------|-----------------|
| 東大和市 | 身体介護あり60分 | — | 3,360円 | 1割 (非課税世帯免除) |
| | 〃 なし60分 | — | 1,680円 | |
| 武蔵村山市 | 身体介護あり60分 | 405 | 4,341円 | |
| | 〃 なし60分 | 199 | 2,133円 | |

※自治体ごとに単価・割増・上限額など制度が異なります。詳細は自治体窓口または弊社担当へご確認ください。

(5) 交通費 東大和市・武蔵村山市・東村山市・小平市・立川市： 無料
それ以外の地域に在住： 実費交通費(応相談)

(6) キャンセル料 体調の急変等の止むを得ない事情と当社が認める場合： 無料
訪問予定の24時間前までにご連絡頂いた場合： 無料
それ以後のご連絡： 1,000円

※2人派遣の予定をキャンセルされた場合は、原則2,000円を頂きます。

(7) その他の費用

- ①ご利用者宅でのサービス提供に要する光熱水費は、ご利用者負担になります。
- ②外出に同行した際に交通費・入場料などが発生する場合もご利用者でご負担ください。
- ③詳細は業務開始前に確認し協議のうえ決定いたします。

3 利用料のお支払方法

当月分のご利用者負担額を、翌月27日に口座振替させていただきます。

契約時に口座振替の手続きをお願いいたします。

4 サービス内容に関する相談・苦情

【当法人の窓口】

| | | |
|----------|-------------|-----------|
| ご利用者相談窓口 | 担当サービス提供責任者 | ☎567-8210 |
| 苦情対応責任者 | 管理者 小林知久 | |

【法人以外の窓口】

| | | |
|--------------|---------------------|---------------|
| 東大和市にお住まいの方 | 東大和市役所 高齢介護課／障害福祉課 | ☎563-2111(代) |
| 武蔵村山市にお住まいの方 | 武蔵村山市役所 高齢福祉課／障害福祉課 | ☎590-1185(代) |
| それ以外にお住まいの方 | 東京都国保連合会苦情相談窓口 | ☎03-6238-0177 |

5 緊急時の対応方法

派遣サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、以下の通りの対応とします。

現場ヘルパーの応急措置（事業所も指揮します） → （必要な場合）**救急医療への連絡**
→ **利用者緊急連絡先への連絡** → **担当ケアマネジャー・主治医などへ連絡**

※対処方法や連絡先などの指定がある場合は、予め担当者へご希望をお伝えください。

方法の詳細はご希望に沿い決定いたします。

※介護職員は、救急車への同乗・病院での手続代行はできません。ご了承ください。

予め緊急連絡先ご登録いただいたご親族・法定代理人を医療機関へ引継ぐことは可能です。
ご希望の場合はお申し出ください。

6 ヘルパー派遣の方法

（1）派遣サービスの開始

契約締結後、ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき当事業所の介護計画作成をし、ヘルパー派遣の開始となります。実施に当たっては、担当ヘルパーのご紹介や利用者のニーズを聴き取りながらサービス詳細を決定してまいりますので、ご協力をお願いいたします。なお、お急ぎでの派遣の場合はご相談ください。できる限り早急に対応いたします。

（2）派遣サービスの中断・終了

①利用者の都合でのサービス中断・契約終了

○サービス中断、契約終了を希望する日の**1週間前**までにお申し出下さい。
ケアマネジャーに状況を報告し、中断・終了を決定いたします。

○当事業所が以下に該当した場合は、即座に派遣中断または契約終了ができます。

- ・ 正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・ 守秘義務に反した場合
- ・ 社会通念を著しく逸脱する行為を行なった場合

②事業所の希望での派遣サービス中断・契約終了

○人員不足などの事情により、やむを得ずサービス提供の中断する場合があります。
なお、その場合は1ヶ月以上前に通知し、代替措置もご提案いたします。

○ご利用者が、以下に該当した場合は、派遣中断または契約を終了いたします。

なお、その場合は2週間以上前に文書で通知いたします。

- ・ 利用料の支払いを3ヶ月以上遅延した場合
- ・ 当事業所の従業員に対し精神的・肉体的苦痛が与えられ、改善の要望をお伝えしても改善されない場合。

【署名欄】

20 年 月 日

サービス契約にあたり、契約書及び本書面により重要事項を説明しました。

事業者 <名 称> **株式会社イコール**
<代表者> **代表取締役 小林 知久**
<所在地> 〒207-0016 東京都東大和市仲原 1-6-2
<契約担当者> [Redacted]



サービス契約にあたり、契約書及び本書面により、重要事項の説明を受けました。

利用者

<氏 名> [Redacted] 本人印

<住 所> [Redacted]

契約保証人

<氏 名> [Redacted] 保証人印

<住 所> [Redacted]